

告 示

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に香南市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について次のとおり定める。

平成 30 年 11 月 20 日

香南市長 清藤 真司

1 競争入札に参加する者に必要な資格等

競争入札に参加できる者は、4 の(1)及び(2)に記載する審査基準日における事項について、資格審査を受け、香南市競争入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録された者とする。

(1) 次に掲げる事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

ア 申請する業種について、建設業の許可を受けてから 1 年以上の営業年数を有しない者

※経過措置期間中の「解体工事業」については 1 年未満でも可

イ 申請する業種について、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

※高知県外に主たる営業所を置く者にあつては、経営事項審査の平均完成工事高がない業種については受付をしない。

ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者

エ 破産者で復権を得ない者

オ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

カ 納期限の到来した国税・都道府県税・市区町村税を滞納している者

（ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合はこの限りではない）

キ 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

ク 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年香南市規則第 2 号）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれかに該当する者

(2) 市内営業所の取扱い

平成 29 年 4 月 1 日以降、新規に香南市内の営業所を受任者とする申請については、受付を行わない。

とに作成し、各委任状に委任する業種を記載すること。

(ウ) 香南市内の営業所を受任者とする場合は、審査基準日において、当該営業所で資格に対応する建設業の許可を受けてから1年以上の営業年数を有することを条件とする。

※経過措置期間中の「解体工事業」については1年未満でも可

ケ ISOの環境マネジメントシステム（ISO14000シリーズ）又はエコアクション21の認証・登録を受けている場合は、認証・登録証の写し

※高知県内に主たる営業所を置く者のみ提出

コ 香南市との間に、災害時の応急対策活動協力に関する協定を締結している場合は、協定書の写し。

ただし、(社)高知県建設業協会南国支部及び香南市建設産業関連協会の会員は、当該協会の発行する災害応急活動等従事証明書又は加入証明書の写しで可。

※高知県内に主たる営業所を置く者のみ提出

サ 経營業務の管理責任者証明書・・・建設業許可申請書（様式第七号）の写し

※香南市内に主たる営業所を置く者及び香南市内の営業所を受任者とする者のみ提出

シ 専任技術者証明書・・・建設業許可申請書（様式第八号）の写し

※審査基準日時点での申請業種すべての営業所専任技術者がわかるもの

※香南市内に主たる営業所を置く者及び香南市内の営業所を受任者とする者のみ提出

ス 経營業務審査時には社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入であった事業者が、資格審査時に加入している場合は、その加入を証する以下の資料。

(ア) 健康保険・厚生年金保険については、申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し等

(イ) 雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し等

※代行機関（商工会、労働組合、労務士等）に委託している場合

代行機関が発行（押印のあるものに限る）した保険料の納入通知書（労災・労働・雇用の内訳がわかるもの）の写し及びこれにより納入した保険料の領収書の写しの2点。

セ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

ソ 返送先を記載し、82円分の切手を貼った定形の返信用封筒（はがき不可）

タ 提出書類チェックリスト

チ 受付票

3 提出方法

持参又は郵送（当日消印有効）

※持参する場合も、審査終了後に受付票を郵送する。

4 受付期間及び有効期間

(1) 定時受付

| 審査基準日 | 受付期間 | 有効期間の始期 |
|-------------|---------------------------|-------------|
| 平成31年 1月 1日 | 平成31年 1月 4日 ～ 平成31年 1月31日 | 平成31年 4月 1日 |

(2) 追加受付

| 審査基準日 | 受付期間 | 有効期間の始期 |
|-------------|---------------------------|-------------|
| 平成31年 6月 1日 | 平成31年 6月 3日 ～ 平成31年 6月17日 | 平成31年 7月 1日 |
| 平成31年 9月 1日 | 平成31年 9月 2日 ～ 平成31年 9月17日 | 平成31年10月 1日 |
| 平成31年12月 1日 | 平成31年12月 2日 ～ 平成31年12月16日 | 平成32年 1月 1日 |
| 平成32年 3月 1日 | 平成32年 3月 2日 ～ 平成32年 3月16日 | 平成32年 4月 1日 |
| 平成32年 6月 1日 | 平成32年 6月 1日 ～ 平成32年 6月15日 | 平成32年 7月 1日 |
| 平成32年 9月 1日 | 平成32年 9月 1日 ～ 平成32年 9月15日 | 平成32年10月 1日 |
| 平成32年12月 1日 | 平成32年12月 1日 ～ 平成32年12月15日 | 平成33年 1月 1日 |

(3) 有効期間の終期は、平成 33 年 3 月 31 日とする。

(4) 土・日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日は、受付を行わない。

(5) 有効期間内に申請業種の追加を行う場合は、上記(2)の追加受付時に「競争入札参加資格業種追加審査申請書」を提出すること。

ただし、審査基準日において、追加を希望する営業所で資格に対応する建設業の許可を受けてから 1 年以上の営業年数を有することを条件とする。

5 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野 2706 番地

香南市役所住宅管財課管財係

TEL (0887)57-7536 (直通)

FAX (0887)56-0576 (代表)

E-mail : nyusatu@city.kochi-konan.lg.jp

6 申請内容の変更等

(1) 有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）は、申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があった場合は、変更届に市が別に指定する添付書類を添えて提出しなければならない。

ただし、年度途中での業種の追加は、4の(5)により受け付ける。

ア 商号若しくは名称又は住所

イ 代表者等の職名又は氏名

ウ 電話番号又はファックス番号

- エ 使用印鑑
- オ 経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者
※香南市内に主たる営業所を置く者及び香南市内の営業所を受任者とする者のみ該当
- カ 技術職員及び現場代理人の追加、変更、削除
※高知県内に主たる営業所を置く者のみ該当
- キ アからカまでに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

(2) 添付書類のうち次のものは、有効期限満了前に提出しなければならない。

- ア 建設業許可通知書の写し
- イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ウ ISOの環境マネジメントシステム（ISO14000シリーズ）又はエコアクション21の認証・登録を受けている場合は、認証・登録証の写し

7 資格の取消し

市長は、有資格者名簿に登録された者が次のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 審査基準日以後に1の(1)ア〜クに該当することとなった場合。
- (2) 有資格者名簿に登録された者が申請書及び添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をした場合。
- (3) 入札参加資格を辞退した場合。

8 指名停止等

市長は、有資格者名簿に登録された者について業務に関し不誠実、法令違反等の行為があった場合は「香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱」第2条第1項の規定により指名停止を行うものとする。

9 会社組織の変更等

次の場合は、変更の事由が生じたその翌日を審査基準日とみなし、有資格者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められる場合は、有資格者名簿に登録するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は有資格者名簿に登録されていない者（以下「無資格者」という。）が合併した場合
- (2) 有資格者である個人が法人組織に変更した場合
- (3) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (4) 有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した場合

10 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を市長に報告することとし、この場合において、

有資格者の申請により資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による会社更生手続開始の申立てを行った場合
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った場合
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による民事再生手続開始の申立てを行った場合

11 その他

申請書等への記入事項の未記入や添付すべき書類に不備がある場合は、有資格者名簿への登録を行わない。

資格審査申請に必要な提出書類

○・・・必ず提出

△・・・該当する場合に提出

| 提出書類 | 法人 | 個人 | 備考 |
|---------------------------|--|----|--|
| 競争入札参加資格審査申請書 | ○ | ○ | 県内事業者・・・項番1～18 県外事業者・・・様式第1号 |
| 建設業許可通知書又は証明書の写し | ○ | ○ | ※申請する業種について、建設業の許可を受けてから1年以上の営業年数を有すること ※経過措置期間中の「解体工事業」については <u>1年未満でも可</u> |
| 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し | ○ | ○ | 審査基準日時点で有効であり、かつ最新のもの |
| 工事経歴書 | ○ | ○ | 任意様式又は建設業許可申請書（様式第二号）の写し 直前1年分 |
| 国税の納税証明書 | ○ | ○ | 主たる営業所所在地の税務署が発行する未納の税額がないことの証明書 証明書の種類 【法人の場合】 その3の3 【個人の場合】 その3の2 ※「その3」でも可 ※入札参加資格審査申請日から <u>3カ月以内</u> に発行されたもの |
| 都道府県税の納税証明書 | ○ | ○ | 主たる営業所所在地の都道府県が発行する未納の税額がないことの証明書 ※入札参加資格審査申請日から <u>3カ月以内</u> に発行されたもの |
| 市区町村税の納税証明書（個人の場合は国保料も含む） | ○ | ○ | 主たる営業所所在地の市区町村が発行する未納の税額がないことの証明書（香南市内の営業所等を受任者とする場合は、香南市税の納税証明も必要） ※入札参加資格審査申請日から <u>3カ月以内</u> に発行されたもの |
| | 東京23区に主たる営業所を有する法人の場合は、都道府県税・市区町村税にかえて、「法人都民税」「法人事業税」の納税証明書を提出すること | | |
| 登記事項証明書 | ○ | — | 地方法務局（本局及び支局）で発行される現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※入札参加資格審査申請日から <u>3カ月以内</u> に発行されたもの |

| | | | |
|--------------------------------------|---|---|--|
| 身分証明書 | － | ○ | 本籍地の市区町村で発行 ※入札参加資格審査申請日から <u>3カ月以内</u> に発行されたもの |
| 使用印鑑届 | △ | △ | 任意様式（参考様式あり） 申請書に押印した印以外の印鑑を使用する場合に提出 |
| 営業所一覧表 | △ | △ | 任意様式 委任先がある場合に提出 営業所における許可業種が記載されているもの 建設業許可申請書 様式第一号 別紙二の写し可 |
| 年間委任状 | △ | △ | 任意様式（参考様式あり） ※営業所（主たる営業所を含む）間で同一業種を重複して申請することはできない。 ※複数の支店等を受任者とする場合、申請書の提出は1部で良いが、委任状は受任者ごとに作成し、各委任状に委任する業種を記載すること ※香南市内の営業所を受任者とする場合は、審査基準日において、当該営業所で資格に対応する建設業の許可を受けてから1年以上の営業年数を有することを条件とする。 |
| I S O 14000 シリーズ又はエコアクション 21 の認証・登録証 | △ | △ | |
| 香南市との間に締結された「災害時の応急対策活動協力に関する協定書」の写し | △ | △ | ※(社)高知県建設業協会南国支部及び香南市建設産業関連協会の会員は、当該協会の発行する災害応急活動等従事証明書又は加入証明書の写しで可 |
| 経營業務の管理責任者証明書の写し | △ | △ | 建設業許可申請書（様式第七号）の写し ※香南市内に主たる営業所を置く者及び香南市内の営業所を受任者とする者のみ提出 |
| 専任技術者証明書の写し | △ | △ | 建設業許可申請書（様式第八号）の写し ※審査基準日時点での申請業種すべての営業所専任技術者がわかるもの ※香南市内に主たる営業所を置く者及び香南市内の営業所を受任者とする者のみ提出 |
| 社会保険等の加入を証する資料 | △ | △ | 経営事項審査時には社会保険等に未加入であった事業者が入札参加資格審査時に加入している場合に提出 ※健康保険・厚生年金保険 |

| | | | |
|---------------------|---|---|---|
| | | | <p>「領収書又は納入証明書」の写し又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し等</p> <p>※雇用保険</p> <p>「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び申告した保険料の「領収済通知書」等</p> |
| 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書 | ○ | ○ | |
| 返信用封筒（はがき不可） | ○ | ○ | 返信先を記載し 82 円分の切手を貼った定形の返信用封筒（持参する場合も必要） |
| 提出書類チェックリスト | ○ | ○ | |
| 受付票 | ○ | ○ | |